

主 管： 開発技術企画部

購入品の図面承認実施規定

制 定： 1987年9月15日

最終改： 2008年11月6日

1. 制定の目的

この規定は、購入品の図面の承認業務方式について定めることにより、購入品の品質保証に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

この規定は、新規に部品番号を設定する部品・装置のうち次のものについての当社（いすゞエンジニアリングなど委託設計企業を含む）による承認図提出依頼から承認図の出図までの設計業務について規定する。

- (1) ①部品・装置
- (2) 市場重要品質不良発生部品・装置
- (3) 法規適合部品・装置
- (4) 外製品で設計が必要と認めた場合
- (5) 下記の場合は、対象外とする。
 - ① 海外調達部品
 - ② 大型4社の共同開発部品
 - ③ 変更部品で、変更内容が品質に影響のない場合

3. 用語の定義

この規定で用いる用語の定義は次による。

- (1) 承認 承認願図に対して、当社が要求した品質仕様及び図面仕様に適合していることを確認する。又は適合させるための、技術上・管理上の処理。
- (2) 承認願図 自動車又はエンジンの結構上必要な製品について、当社が要求する品質仕様及び図面仕様に適合するように協力企業が作成し、提出した図面。
- (3) 承認図 承認願図に対して承認の処理を行った図面。

参考 開発関与度合いによる承認図の分類を解説の参考表に示す。
- (4) 承認用参考資料 承認の参考のために協力企業が提出した資料。

承認用参考資料に対しては承認の処理は行わない。

4. 承認

担当設計部は、試作・量産の各ステップにおいて付図1のフローによって承認を行う。

なお、この承認において用いられる帳票の様式は特に定めないが、付図2及び付図3⁽¹⁾を使用することが望ましい。

注⁽¹⁾ 付図2 承認願図提出依頼書 [例]

付図3 承認願図連絡書 [例]

5. 実験・評価項目の指示

設計は、実験・評価を必要とする場合は、27-M-01購入品評価実施規定により、対象部品と評価項目・評価基準を明確にし⁽²⁾、実験・評価担当部署に実験・評価を依頼するものとする。

注⁽²⁾ 対象部品と評価項目・評価基準は、実験評価担当部署又は協力企業にて決めることもある。

6. 付則

- (1) この規定は、2008年11月21日から施行する。
- (2) この規定の施行により、次の標準を廃止する。

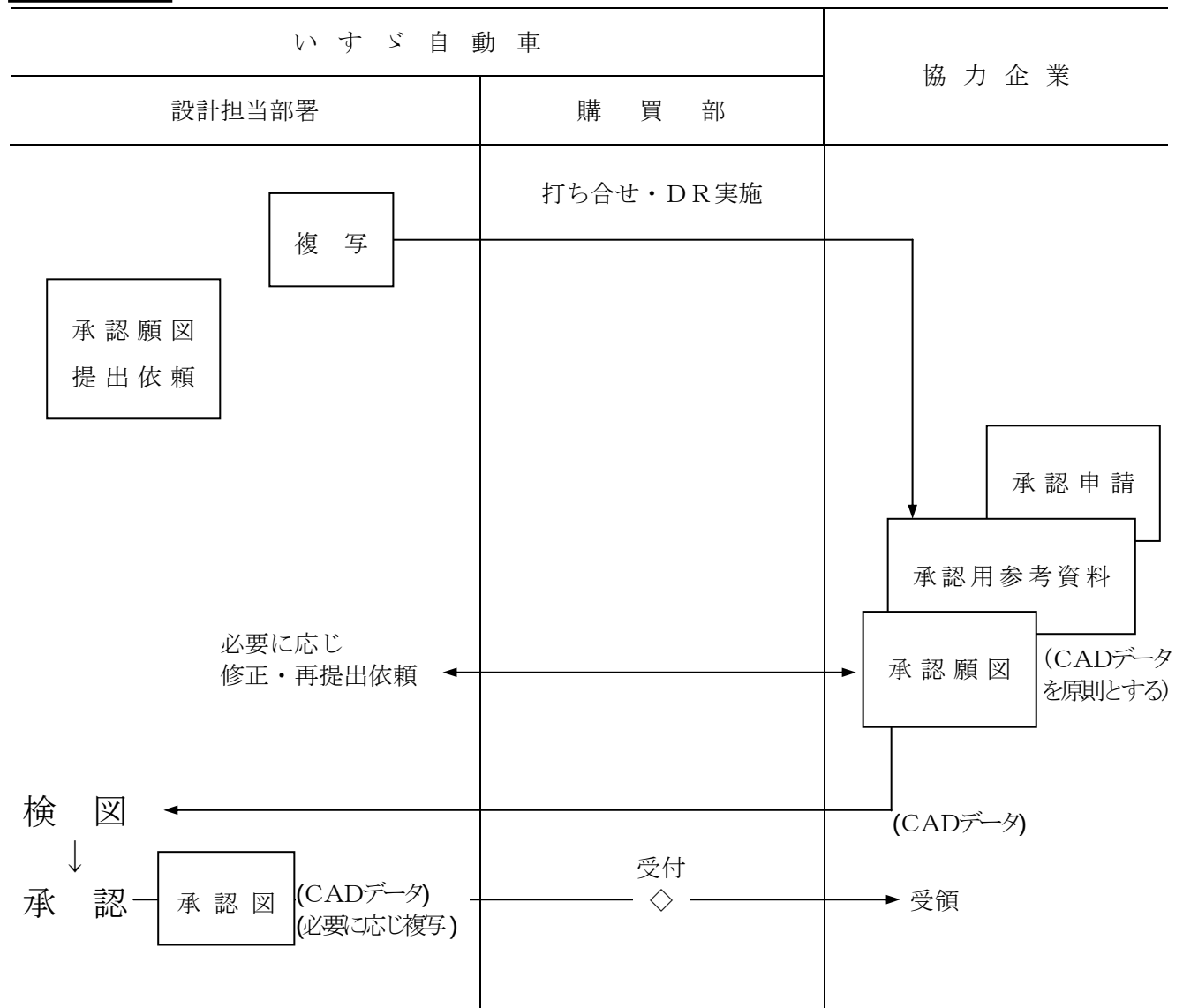
*2003年3月26日改正 27-K-03

関連標準

27-M-01購入品評価実施規定

付図 1

購入品の図面承認処理フロー



- 備考 1. 承認願図の提出はNXデータ（以下CADデータ）を原則とし、CADデータ作成にあたり、CAD運営管理規定（27-V-03）を満足する事。
2. 承認願図の検討結果がOKの場合、いすゞ設計担当部署で承認し、そのCADデータ（承認図）を協力企業へ伝送する。（なお、必要に応じ、購買部へは複写図を配布する）
3. 協力企業殿所有のCADがNXでない場合、3Dデータは変換したNXデータ、2DデータはCGM形式経由のNXデータで提出することを原則とする。
4. 上記CADデータでの承認処理のできない協力企業殿においては複写での承認も可とするが、3Dデータまたは2Dデータが存在する場合、同時に提出することを原則とする。
5. マルチサプライヤ図面はサプライヤ単位に分けて、配布先サプライヤに他社の図面が渡ることがないようにやり取りする。